



○長野県告示第165号

地域づくり総合支援事業補助金交付要綱（平成14年長野県告示195号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

第1中「が、地域」を「並びに公共的団体等が、地域」に、「を行うために支出し、又は補助する」を「(以下「対象事業」という。)を行う場合に要する経費及び市町村等が公共的団体等が行う対象事業に対して補助する場合」に改める。

第2第1項の表中「市町村等が地域」を「市町村等又は公共的団体等が地域」に改める。

様式第1号中「市町村等の長 印」を「申請者 印」に改める。

様式第2号中「市町村等名」を「申請者名」に改める。

様式第3号から様式第8号まで中「市町村等の長 印」を「申請者 印」に改める。

様式第9号中「市町村等名」を「申請者名」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「市町村等の長 印」を「申請者 印」に改める。

市 町 村 課

○長野県告示第166号

産業用地総合整備促進事業費補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第451号）は、平成15年3月31日限り、廃止し、平成14年度以前の年度のこの告示による廃止前の産業用地総合整備促進事業費補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

産業技術課

○長野県告示第167号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林の所在場所

東筑摩郡本城村大字乱橋字東山135の1、135の3、135の4、135の13、135の15、135の25、135の44、135の56、135の65、135の66、字タカヲロシ465の3

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

東筑摩郡坂北村字豊ノ山2579

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第168号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量(重点地域高精度三次元測量)
- 2 作業期間 平成14年10月15日から平成15年3月7日まで
- 3 作業地域 松本市、東筑摩郡山形村

監理課

○長野県告示第169号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(数値図化レベル1,000)
- 2 作業期間 平成15年3月20日から平成15年6月30日まで
- 3 作業地域 南安曇郡安曇村島々地域

監 理 課

○長野県告示第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・5・4号山田線
3・5・7号屋部線
3・5・9号井上線
- 3 事業施行期間
平成7年1月12日から
平成16年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都 市 計 画 課

○長野県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・5・7号屋部線
- 3 事業施行期間
平成9年3月13日から
平成18年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

○長野県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 141号

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 南佐久郡南牧村大字海ノ口字湊1143番の1地先から 南佐久郡南牧村大字海ノ口字湊1085番地先まで | 旧 | 13.2~18.6 | 0.0360 |
| 同 上 | 新 | 14.4~18.6 | 0.0360 |

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 141号

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|-----|------------|----------|
| 南佐久郡小海町大字豊里字東川原83番の2地先から 南佐久郡小海町大字豊里字西川原302番の5地先まで | 旧 | 11.0~15.0 | 0.1100 |
| 同 上 | 新 | 12.2~18.4 | 0.1100 |

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 梓山海ノ口線

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 南佐久郡川上村大字御所平字蕨久保143番地先から 南佐久郡川上村大字御所平字神出口4番の2地先まで | 旧 | 5.4~12.0 | 0.2011 |
| 同 上 | 新 | 8.6~17.0 | 0.2011 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上野小海線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|-----|------------|----------|
| 南佐久郡北相木村字三寸木5530番の5地先から 南佐久郡北相木村字白岩5443番の2地先まで | 旧 | 4.0~26.0 | 0.2550 |
| 同 上 | 新 | 7.0~33.0 | 0.2520 |

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上野小海線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 南佐久郡北相木村字雪瀬4467番の1地先から 南佐久郡北相木村字雪瀬4422番地先まで | 旧 | 13.0~16.2 | 0.0184 |
| 同 上 | 新 | 13.0~26.6 | 0.0184 |

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上野小海線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 南佐久郡北相木村字雪瀬4423番地先から 南佐久郡北相木村字雪瀬4426番地先まで | 旧 | 13.0~15.8 | 0.0712 |
| 同 上 | 新 | 13.0~21.0 | 0.0712 |

道路維持課

○長野県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 松川大鹿線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 下伊那郡大鹿村大字大河原4267番の1地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4258番の1地先まで | 旧 | 6.0~29.0 | 0.6400 |
| 同 上 | 新 | 8.5~31.5 | 0.6540 |

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 松川インター大鹿線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 下伊那郡大鹿村大字大河原4267番の4地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4258番の1地先まで | 旧 | 6.0~29.0 | 0.6994 |
| 同 上 | 新 | 8.0~45.0 | 0.7050 |

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 下条米川飯田線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延 長 km |
|------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 飯田市上久堅3972番地先から 飯田市上久堅3951番地先まで | 旧 | 6.8~26.2 | 0.3847 |
| 同 上 | 新 | 6.8~31.4 | 0.3850 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 時又中村線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延 長 km |
|-----------------------------------|-----|------------|-----------|
| 飯田市時又899番の9地先から 飯田市時又1438番地先まで | 旧 | 6.0~16.6 | 0.1700 |
| 同 上 | 新 | 13.4~23.8 | 0.1670 |

道路維持課

○長野県告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 403号

(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 須坂市大字小山字八幡前1462番の1地先から 須坂市大字小山字八幡前1465番の6地先まで | | 旧 | 11.0~15.7 | 0.0480 |
| 同 | 上 | 新 | 17.0~26.5 | 0.0480 |

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 403号

(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|---|-----|------------|----------|
| 須坂市大字幸高字荒市場120番の1地先から 須坂市大字幸高字三七河原486番の4地先まで | | 旧 | 13.2~22.8 | 0.3000 |
| 同 | 上 | 新 | 13.2~55.0 | 0.3000 |

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 須坂市大字仁礼字河原530番地先から 須坂市大字仁礼字河原538番地先まで | | 旧 | 10.2~15.5 | 0.0440 |
| 同 | 上 | 新 | 12.5~15.5 | 0.0440 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 須坂中野線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延 長 km |
|--|-----|------------|-----------|
| 上高井郡高山村大字高井字紫前3386番の2地先から 上高井郡高山村大字高井字紫前3378番の5地先まで | 旧 | 10.5~15.1 | 0.0182 |
| 同 上 | 新 | 10.5~16.3 | 0.0182 |

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野須坂インター線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延 長 km |
|--|-----|------------|-----------|
| 須坂市大字幸高字三七河原485番の7地先から 須坂市大字幸高字早道場35番の1地先まで | 旧 | 13.4~22.8 | 0.2857 |
| 同 上 | 新 | 13.4~55.0 | 0.2857 |

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊野南志賀公園線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延 長 km |
|--|-----|------------|-----------|
| 上高井郡高山村大字中山字中村2011番の2地先から 上高井郡高山村大字中山字中村2011番の3地先まで | 旧 | 7.6~8.2 | 0.0480 |
| 同 上 | 新 | 9.0~9.5 | 0.0480 |

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊野南志賀公園線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3548番の4地先から 上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3540番の4地先まで | 旧 | 6.7~6.8 | 0.0194 |
| 同 上 | 新 | 14.7~22.7 | 0.0194 |

- 8(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊野南志賀公園線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3579番地先から 上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3624番の1地先まで | 旧 | 5.0~6.0 | 0.0654 |
| 同 上 | 新 | 6.0~6.2 | 0.0654 |

- 9(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 村山小布施停車場線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 須坂市大字相之島字七反配572番の1地先から 須坂市大字相之島字新田1377番の3地先まで | 旧 | 6.0~9.6 | 0.2860 |
| 同 上 | 新 | 10.0~18.0 | 0.2854 |

- 10(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 山田温泉線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|-----|------------|----------|
| 上高井郡高山村大字牧字狐石865番の3地先から 上高井郡高山村大字牧字稲荷1220番の2地先まで | 旧 | 6.8~39.8 | 1.0197 |
| 同 上 | 新 | 10.0~43.8 | 1.0123 |

道路維持課

○長野県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 117号
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 飯山市大字蓮字北野889番の3地先から 飯山市大字蓮字南原445番の1地先まで | 旧 | 8.5~13.0 | 0.1939 |
| 同 上 | 新 | 9.0~18.5 | 0.1939 |

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 292号

(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|--|-----|------------|----------|
| | 飯山市大字富倉字川下4337番の1地先から 飯山市大字富倉字下山4317番の1地先まで | 旧 | 4.0~13.5 | 0.2920 |
| 同 | 上 | 新 | 4.0~13.5 | 0.2920 |
| | | | 4.5~23.8 | 0.2700 |

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯山斑尾新井線

(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|--|-----|------------|----------|
| | 飯山市大字飯山字八坊塚11389番の7地先から 飯山市大字飯山字八坊塚11492番の366地先まで | 旧 | 10.0~50.0 | 0.5703 |
| 同 | 上 | 新 | 10.0~65.0 | 0.5674 |

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南永江替佐停車場線

(3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|--|-----|------------|----------|
| | 下水内郡豊田村大字穴田字小割1680番の1地先から 下水内郡豊田村大字穴田字曾根3151番地先まで | 旧 | 4.0~15.2 | 0.2896 |
| 同 | 上 | 新 | 7.0~15.2 | 0.2853 |

道路維持課

○長野県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 141号
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡南牧村大字海ノ口字湊1143番の1地先から
南佐久郡南牧村大字海ノ口字湊1085番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 2(1) 路線名 141号
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡小海町大字豊里字東川原83番の2地先から
南佐久郡小海町大字豊里字西川原302番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 3(1) 路線名 梓山海ノ口線
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡川上村大字御所平字蕨久保143番地先から
南佐久郡南牧村大字御所平字神出口4番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 4(1) 路線名 上野小海線
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡北相木村字三寸木5530番の5地先から
南佐久郡北相木村字白岩5443番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 5(1) 路線名 上野小海線
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡北相木村字雪瀬4467番の1地先から
南佐久郡北相木村字雪瀬4422番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

6(1) 路 線 名 上野小海線

(2) 供用を開始する区間

南佐久郡北相木村字雪瀬4423番地先から

南佐久郡北相木村字雪瀬4426番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

道路維持課

○長野県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 岡谷茅野線

2 供用を開始する区間

岡谷市湊五丁目5921番の16地先から

諏訪市大字豊田字船戸3101番の12地先まで

3 供用を開始する期日 平成15年3月24日

道路維持課

○長野県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 153号

2 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字木下11518番の2地先から

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字松島7937番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成15年3月25日

道路維持課

○長野県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 松川大鹿線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大字大河原4267番の1地先から

下伊那郡大鹿村大字大河原4258番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

2(1) 路線名 松川インター大鹿線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大字大河原4267番の4地先から

下伊那郡大鹿村大字大河原4258番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

3(1) 路線名 下条米川飯田線

(2) 供用を開始する区間

飯田市上久堅7777番地先から

飯田市上久堅3951番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

4(1) 路線名 時又中村線

(2) 供用を開始する区間

飯田市時又899番の9地先から

飯田市時又1438番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

道路維持課

○長野県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 403号

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字小山字屋部浦1346番の1地先から

須坂市大字小山字八幡前1465番の6地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 2(1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字仁礼字河原530番地先から
須坂市大字仁礼字河原538番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 3(1) 路線名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字紫前3386番の2地先から
上高井郡高山村大字高井字紫前3378番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 4(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字中山字中村2011番の2地先から
上高井郡高山村大字中山字中村2011番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 5(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3548番の4地先から
上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3540番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 6(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3579番地先から
上高井郡高山村大字奥山田字牛窪3624番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日
- 7(1) 路線名 相之島高山線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字小河原字六川道東沖3591番の2地先から
須坂市大字日滝字丹波塚4312番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

道路維持課

○長野県告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 117号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字蓮字北野889番の3地先から

飯山市大字蓮字南原445番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

2(1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字富倉字川下4337番の1地先から

飯山市大字富倉字下山4317番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

3(1) 路線名 飯山斑尾新井線

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字飯山字八坊塚11389番の7地先から

飯山市大字飯山字八坊塚11492番の366地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

4(1) 路線名 長瀬横倉停車場線

(2) 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字塚字下川原17161番の2地先から

下水内郡栄村大字塚字長瀬16925番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

5(1) 路線名 南永江替佐停車場線

(2) 供用を開始する区間

下水内郡豊田村大字穴田字小割1680番の1地先から

下水内郡豊田村大字穴田字曾根3151番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月20日

道路維持課

○長野県告示第182号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|------|---|
| 一般国道 | 117号 | 長野市中御所四丁目818番の1地先から 長野市中御所四丁目1131番地先まで |

道路維持課

○長野県北信地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成15年2月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成15年3月20日

長野県北信地方事務所長 小林一美

| | |
|-----------|--------------|
| 名称 | 住所 |
| 中高防犯協会連合会 | 中野市中央3丁目5番7号 |

会計局

○選告示第9号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成15年3月20日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

表中

| | | | | |
|---|--------------|------------|---|---|
| 「 | 松本市安原地区福祉ひろば | 旭2丁目11番13号 | ” | 」 |
|---|--------------|------------|---|---|

を

| | | | | |
|---|--------------|-------------|---|---|
| 「 | 松本市安原地区福祉ひろば | 旭2丁目11番13号 | ” | 」 |
| | 松本市中山地区福祉ひろば | 大字中山3746番地1 | ” | 」 |
| | 松本市中央地区福祉ひろば | 大手3丁目8番1号 | ” | 」 |

に改め、

| | | | | |
|---|----------|------------|---|---|
| 「 | ちの地区センター | 塚原一丁目9番16号 | ” | 」 |
|---|----------|------------|---|---|

を

| | | | | |
|---|-----------|------------|---|---|
| 「 | ちの地区センター | 塚原一丁目9番16号 | ” | 」 |
| | 中大塩地区センター | 中大塩8番地15号 | ” | 」 |

に改め、

| | | | | |
|---|------------|----------------------------|-------------|---|
| 「 | 木島平村若者センター | ” ” ” | ” | 」 |
| | 上山田観光会館 | 991番地7 更級郡上山田町温泉2丁目9番地1 | 上山田町選挙管理委員会 | 」 |

を

「 木島平村若者センター | “ “ “ | “ |
 | | 991番地7 | | |
 」

に改める。

選挙管理委員会

○選告示第10号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成15年3月20日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

| | |
|---------|---------|
| 35,329 | 35,353 |
| 361,067 | 361,273 |
| 12,163 | 12,136 |
| 16,674 | 16,733 |
| 21,009 | 21,016 |
| 12,643 | 12,625 |
| 25,354 | 25,405 |
| 19,139 | 19,118 |
| 11,326 | 11,283 |
| 15,131 | 15,116 |
| 26,400 | 26,494 |
| 9,881 | 9,880 |

別表中

を

に改める。

| | |
|--------|--------|
| 11,330 | 11,314 |
| 7,122 | 7,101 |
| 15,406 | 15,373 |
| 95,621 | 95,745 |
| 54,530 | 54,587 |
| 32,569 | 32,603 |
| 15,203 | 15,160 |
| 28,243 | 28,238 |
| 14,166 | 14,160 |
| 19,746 | 19,730 |
| 11,907 | 11,937 |
| 16,247 | 16,267 |
| 8,910 | 8,923 |
| 11,292 | 11,337 |
| 8,315 | 8,290 |
| 9,296 | 9,253 |
| 14,445 | 14,520 |
| 16,797 | 16,832 |
| 10,499 | 10,530 |
| 17,448 | 17,516 |

選挙管理委員会